

近世紀聞

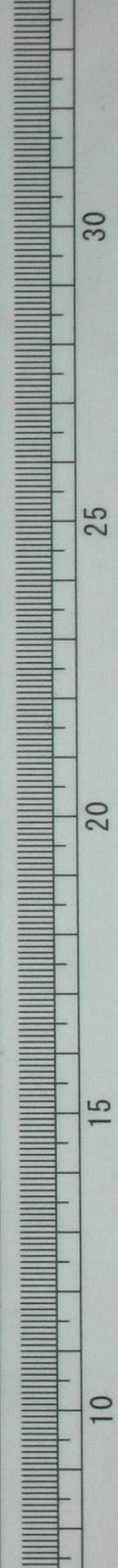
漆崎延房輯

編二

自文久三亥春
至同年夏

卷之三

113
530
6



門 1 13
號 530
卷 6

近世紀聞二編卷之三



大正十五年二月
花房伯次郎氏寄贈

東京 漆崎延房輯

○尊攘決議して鴨男山へ行幸の夏

再説足利三將の木像を梟首する浪士等御
宥恕在らせらるるの条長州侯より歎奏あり仍
此旨傳奏衆より總裁職に達せられし此時越前
中將春多會津中將と相議せしと御答よ及を
るやう這回浪士等が粗暴に於るや聊し私心を懐
ける多う後偏し足利の強逆叛悪之名分を明らふ

近世紀聞 二編卷之三

事の所意ありんとの赴たなれど此論最も然るべし
 浪抑足利義満より太上天皇の尊號より人臣より當らざ
 るの僭稱する候へども是連も勅許あり其他尊
 氏義詮の如き何れも官位在る者と誅戮より及ぶの
 条五百年前の御不明を露むの所為あり是れ
 朝廷に輕蔑するの暴挙なるを明けし渠等足利氏の
 名分を亂すは天下の高論と思ひしは豫めその筋へ
 建議をも做すべきは恣ある所置するの段是唯天
 下の人心を騷擾するの曲者なれば決して宥免な
 し難しとあり爰より於る毛利家の建言用ひられむ

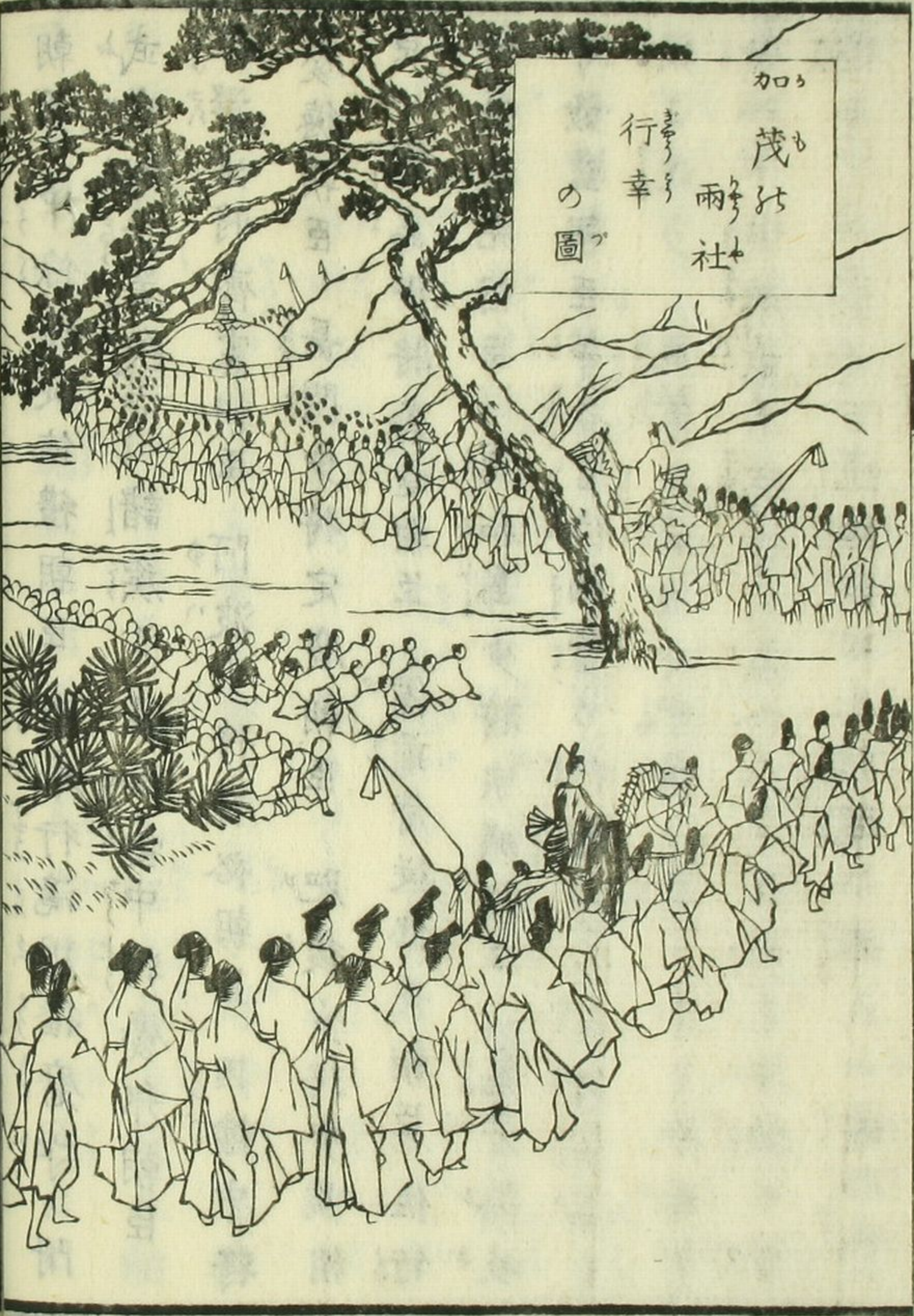
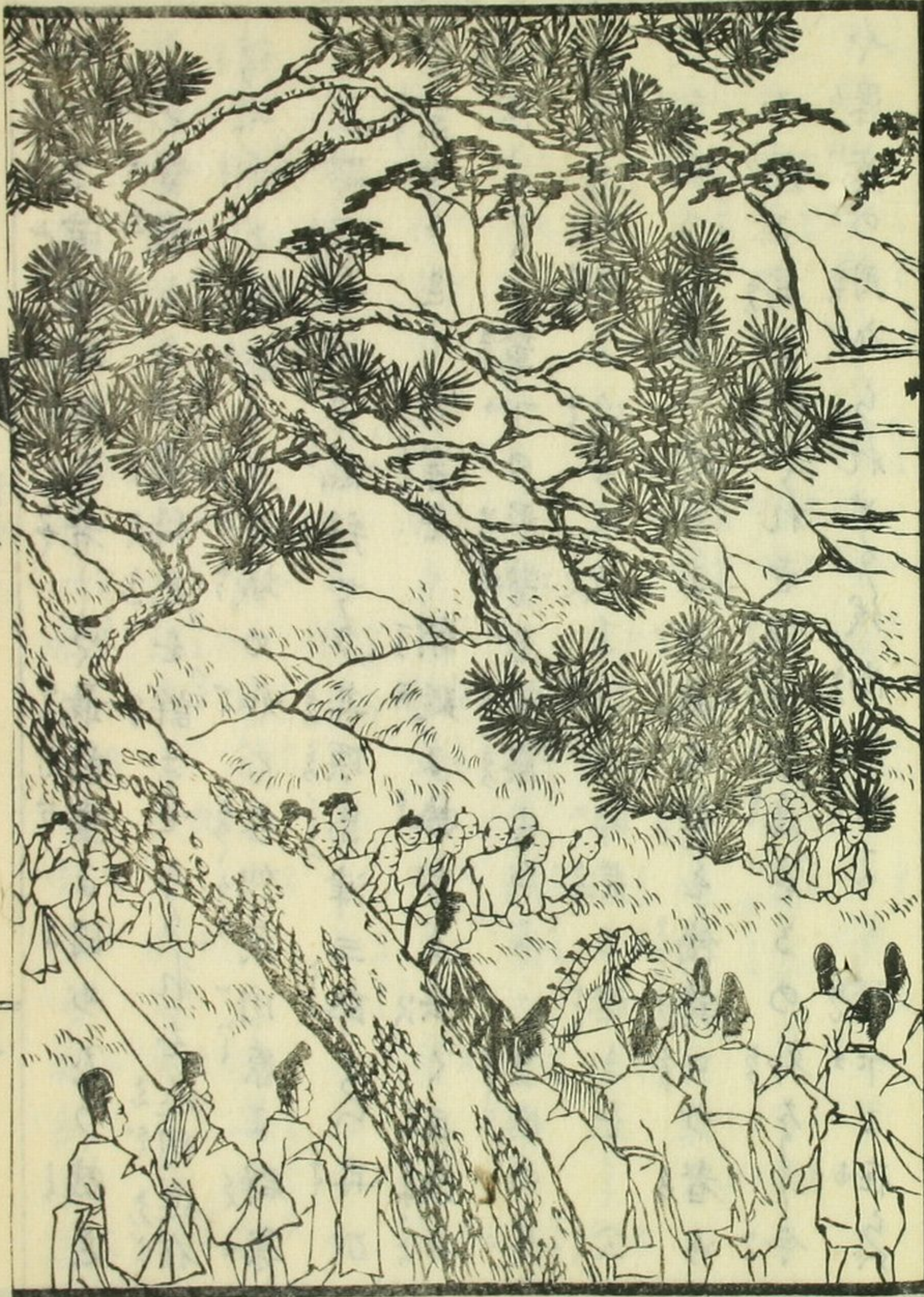
と雖も諸国の浪士等あり浪所頗る長州家と欽慕
 して心服する者多し一を益武威を輝らせし後足
 利の木像が鳥首なりたる浪士等を諸侯へ預けられ
 しと言ふ介程より將軍家より此稔二月十三日と關東
 を發し三月四日に入洛あり二條の城に入り
 給ふ隨從の面々より前驅を榊原式部大輔政敏朝
 臣續以て板倉水野の兩閣老稻葉田沼の兩參政君
 側以下幕吏等も大樹の前後左右に護衛し後從
 者小笠原大膳大夫忠幹朝臣偕大押ハ松平隱岐守
 勝成朝臣たり其他騎兵砲手の隊且つ小吏等も至

ろ迄總て三千余人と聞へり恁て同月七日より至り大樹
 始め参朝のり一橋水戸の西御苑始め仙臺久
 保田米澤の三侯閣老参政陪從せらる是より仍る將軍
 家より禁裏御所へ言ふも更あり親王准后の御方
 々へ御太刀其餘の品々を威夫々より進献られバ和宮
 天璋院殿より之より准ぜし捧物より恁る龍顏
 を拜せられ天盃を賜る杯御規式在らせらるる
 後退出し及むれハ稍初夜近き頃ありとぞ然れば
 此度大樹公上洛在らせらるる一就る去る寛永十
 一年大猷公入朝の先規より任せ京中の市民等より

銀五千貫文張賜ふ此金六萬三千兩餘あをを軒別
 分配せらるる一軒壹兩一分たり諸民大いよその
 澤より潤へりとぞ斯てまゝ朝廷より大樹上洛有
 りと不日より外國人御親征の思召立ちりる故
 小此月の十一日御首途の神詣とて鴨の両社へ
 行幸あり則ち供奉の方々の関白前右府輔熙公
 二條右府齊敬公左大將忠房卿近衛右大將公純公
 徳大寺源中納言重胤卿庭新大納言資宗卿日徳大
 寺中納言實則卿飛鳥井中納言雅典卿橋本宰相中
 將實麗卿新宰相中將公正卿清水谷少納言修長朝臣

攝筭中將隆韶朝臣 油小路中將隆晃朝臣 東園中將
 基敬朝臣 滋野井中將實在朝臣 姉小路少將公知朝臣 正
 親町少將公董朝臣 四辻少將公賀朝臣 東久世少將
 通信朝臣 中山侍從忠光朝臣 四條侍從隆哥朝臣
 職事 右左中辨經之朝臣 門中御頭 右中辨 豐房朝臣
 清閑 右少辨 俊政朝臣 其他地下の官人等 又武家
 方 徳川内府家茂公を始め 水戸中納言
 齊篤卿 一搦中納言 慶喜卿 閤老 水野侍從 忠精
 朝臣 板倉侍從 勝静朝臣 参政 田沼玄蕃 頭意尊朝
 臣 稻葉兵部少輔 正巳朝臣 高家横瀬侍從 貞固

朝臣 中條侍從 信禮朝臣 町奉行 滝川播磨守 附
 武家 松平若狭守 諸侯 仙臺中將 慶邦朝臣
 米澤少將 齊憲朝臣 阿波中將 齊裕朝臣 因幡中將
 慶徳朝臣 長門少將 定廣朝臣 肥後少將 廣順朝
 臣 對馬少將 義達朝臣 備前侍從 修長朝臣 佐竹
 侍從 義堯朝臣 宇和島少將 宗城朝臣 亀井隠岐
 守 茲監朝臣 等各官位相當の行装 月卿雲客と
 俱に連り 鳳輦の前後を守護 美々しく供奉
 給へる 形状最目覚しく見へたる 尚も非常の警
 衛 前後に銃隊數百人 附隨ひ奉れ 道路或ハ



加の
茂社
行幸
の圖

迂々々武家晴服を着し最嚴重に固めたり然と
 とも貴賤となく咸拜見を許させらるれを近国近在
 傳へ听く都鄙の老若蟻の如く各加茂川原に群集
 一つ路上に伏く感拜せり其頃島津三郎より再々
 登京せし書に書に朝廷に捧げ云く臣頃目
 上京しと輦下の形勢を觀察するは皇國の危
 急たる且夕に迫るが故に聊に鄙見の趣きを公
 武重職の方々に建言し及ぶと雖も傍諛口の者
 多く遂に其言行をれを慷慨歎息するの外今
 や愚意の用ひられざる候尚此終に輦下は在らば

益諛口沸騰し或は不虞の憂を生ず却て公
 武の御為ならず且攘夷此期を近付たり自國を
 三面海岸をれば又其備強為せんべの仍て數月の
 御暇を賜らんを願ふと言ふ書を指出し置れし終
 忽ち地歸國せしれたり在京の諸藩の中より専
 ら小島津家の吏を執り彼是と議する者あり故
 たりとも言ふ却説まに關東より此稔二月十九
 日英吉利軍艦より幕府へ書簡を出したり其文辭
 の大意は云く去年武州生麥に於て我々國人を殘
 害せし島津三郎及び一類の者を殘らば捕縛し英

人立會もく首を刎へし尙も日本政府の威權薄
 く此所置相成ぐるんバ償金として五十万ドル
 政府より遮與さるるをく爾して後薩州に到り渠に
 殺害せられたる英人の妻子養料として三万ドル
 我受取るべし自然拒るる出さひんバ直ち戦争
 及ふべければ日本政府の重臣我が軍艦に乗
 組せ檢使せしる遣はさるべし尤も今十九日より二
 十日二十四時の間猶豫及ふべきの条其うちよ
 決議ありし尙其期限此期限ハ三月九日ヨリ當ると云ふ相過ある即刻に
 我が軍艦を大坂長崎管轄を素より其他各港へ差

廻し出入の船を奪ひ同時に江戸を焼討せし
 是則ち條約を違愛の罪に依れるなりと稟し遣は
 したるしあが幕吏等大いに駭歎し種々評議し
 及ぶと雖も大樹公の既より頃日上京在らせ
 られ御留守中の更と言ひ英艦尙も暴挙に至らば
 憂々しき天下の大憂あり何れも英人を先づ宥
 め置し如るなりと駭く返簡を贈られ云く這回
 稟し立るの赴き政府に於て採用せば内國忽ち紛
 乱し内外不和を醸まふべき場合も立至るべく
 且つ我が國の制度も差響き不都合の廉甚なり

らば殊^ニの將軍京師^ニ在れば不日^ニ歸東^ニ及ぶ紙
 竦^クる兎角^ノの所分^ニ至るべしを姑^ク延期^スの
 きの旨^ニ松平豊前守井上河内守両閣老^{ヨリ}連印^ノ
 書を渡^ラるべし^ニ英吉利人^ト幕吏等^ガ恐愕^スを
 一^ニ知^ルを以^テ弥虚喝^ヲを逞^クし^ニ只管威力^ヲを
 したる斯^クの如^クに形勢^ヲなれば應接^ノの模様^ニ依^リ
 何時^ニ渠^レより兵端^ヲを開^クるを計^ス難^シ豫^ク人数^ヲ
 の手當^ヲのり^テ指揮^ス應^ト遲滞^ス多く出兵^セしむべき
 此^レ赴^キ關八州^ノ諸侯^ニ布達^シ更^ニ又^ニ京師^ヘも此
 旨^ニ言^フ上^ニ及^ビられ^ルる^ニ有志^ノの輩^ハ或^レ先^ニや

此^ノ圖^ヲを失^フる^ニ速^ク外夷^等を掃攘^スの^ニ然
 る^ニ一^ニと頗^シ主張^ヲ為^スたり^シ故^ニ將軍家^且つ幕吏^ヲ
 小^ニ於^テも斯^クの如^クに内外^{ヨリ}切迫^ノの論^ニ及^ビづ^ク
 みを又一^層に國難^ヲを醸^スたる^ノ心地^セれて當惑^ス
 限^リりぬる^ニ一^ニか恁^クに在^ルる^ニ死^スる^ニ大樹^公よ
 り關東^ノ事情^箇様々^ト奏聞^シり^テ一^回歸東^做
 た^スの旨^ニ懇願^ス及^ビる^ニ雖^モ朝廷^許し^ルる^ニあ^らば
 更^ニ仰^出さ^スる^ニや^う今^般英艦^渡来^ス就^スハ關東^ノ
 の事情^{切迫}故^ニ防禦^ノ指揮^ニ及^ビる^ニ為^ス大樹^公
 歸東^ヲ願^フの旨^ニ餘義^ヲなく^ク相聞^ケる^ニも京師^及

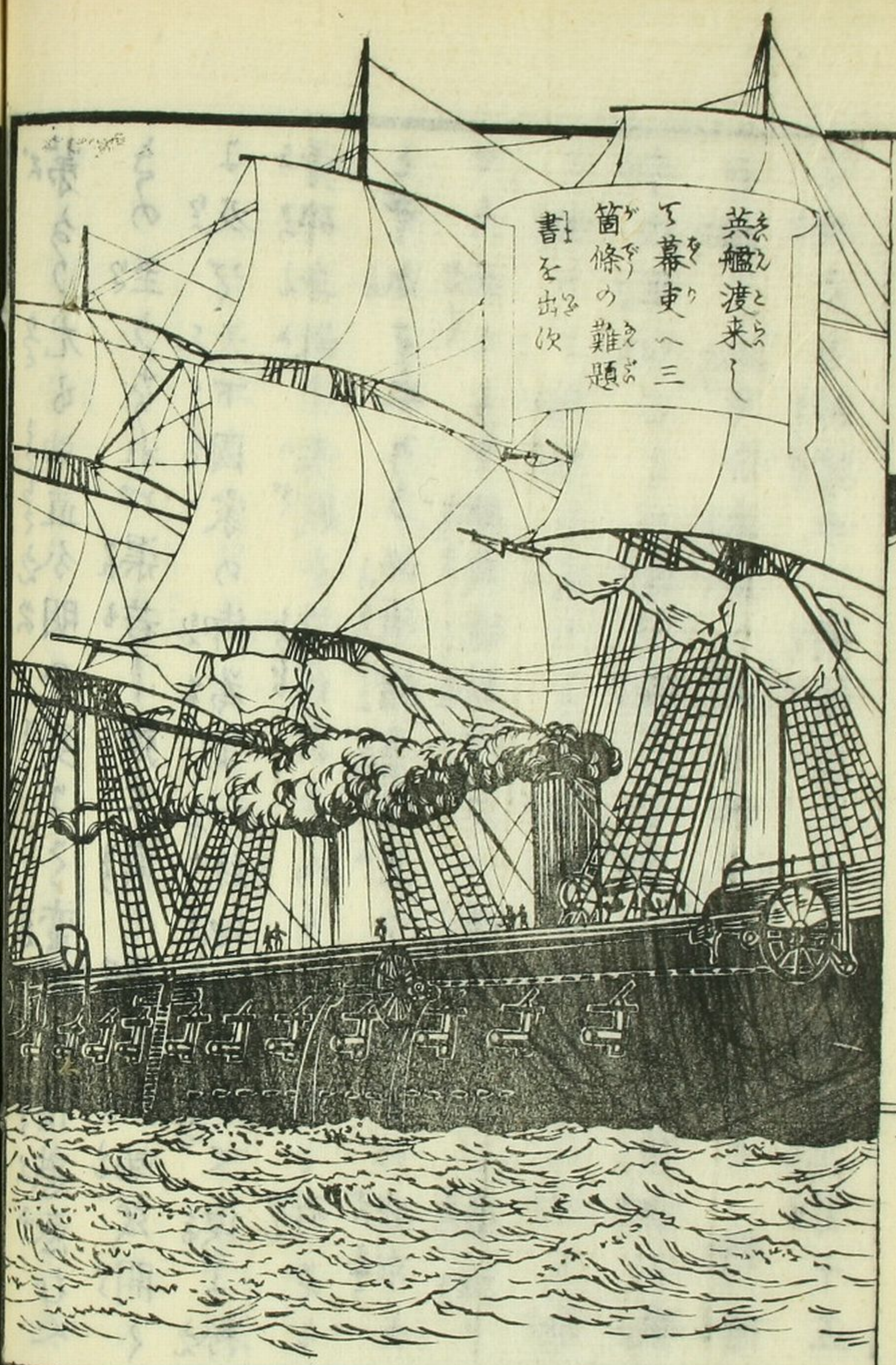
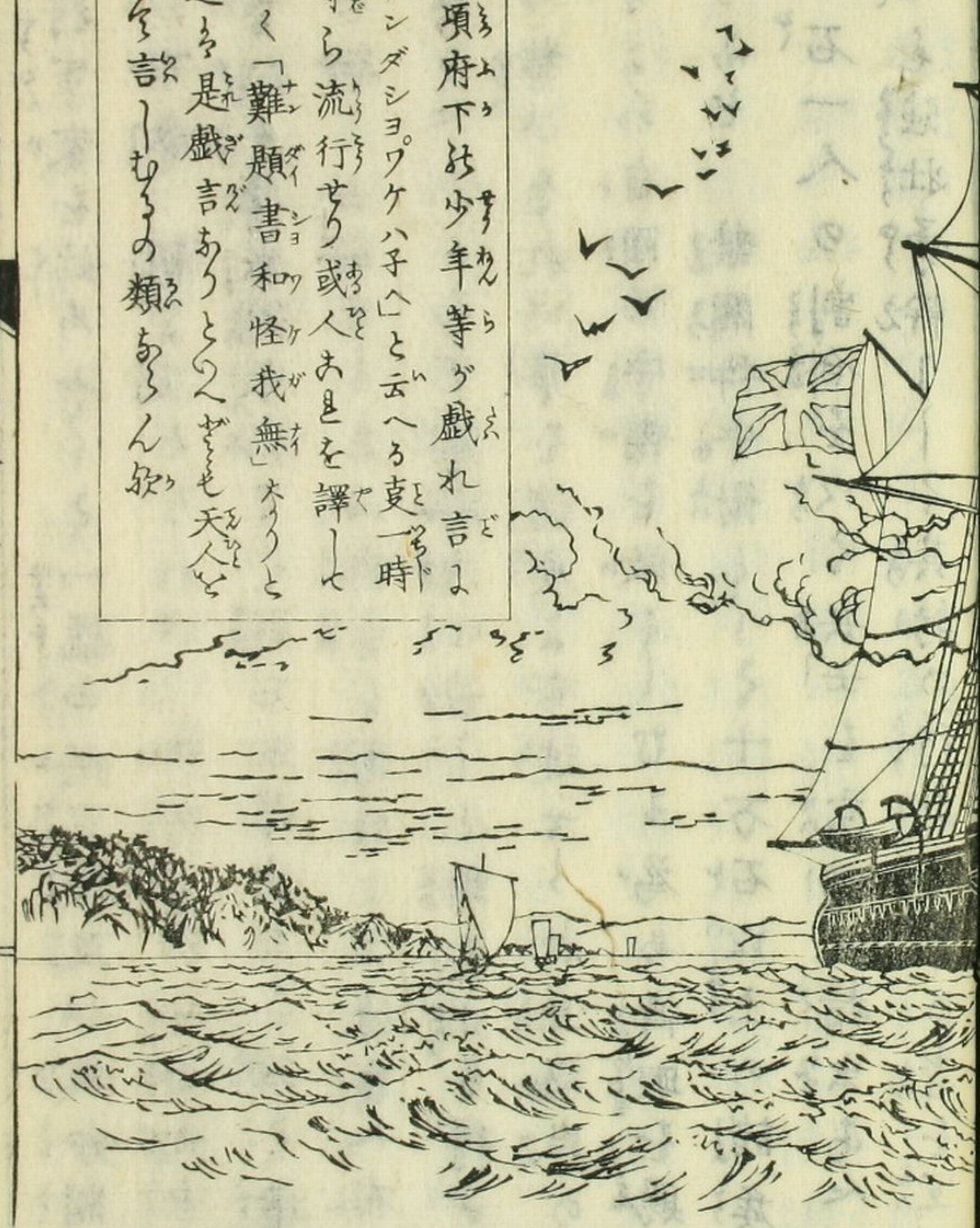
比近海の守備警衛君臣一和ありては叶ひ難
 ち折柄あるは將軍歸東も及びて遂に東西相離
 れ懸隔の姿となりて天下の形勢救ふべからざる
 の場は立至らんも計りがごとく 慮安らうらざるは
 依り尚大樹より滞京ありて守衛の計議を厚く運
 られ 宸襟易ん奉らんと且英夷應接の儀ハ
 浪花の港下へ艦を廻させ 弥談判拒絶も及び自然
 兵端張開くの節ハ大樹自ら 諸軍を指揮して
 皇國の元氣挽回の機會あるなりたるを 御旨
 りて又関東の守衛たる者別に任撰まてしとあり

然るは関東よりして外國の駈引ありて依り頼
 りて歸東あるを昔を京師へ稟し送りしは大
 樹再び上書せられ歸府ありてを昔請ひしは
 ど即今歸東在るに於て奈何ある寢事の起らんも
 計りごとくと深く 慮を悩まされたり 是則ち
 天下の爲め且徳川氏の爲を今姑く滞京在り
 て攘夷の基本を相立られ 慮旨貫徹人心安堵の
 場合に至らむるやう一際周旋ありてを慮たしめ
 朝廷より御沙汰も同日又水戸家の臣を傳奏
 坊城大納言殿の第宅に召せらるは這回大樹滞京の

支御請^{しごう}及^{およ}むれたり 仍^{なほ}く関東守衛^{くわんとうしゑい}の為^{ため}に其藩主^{そのはんしゅ}
 と下向^{げかう}做^なさむ速^{すみ}く東下^{とうか}して厚^{あつ}く防禦^{ぼうぎよ}の
 手配^{てくわい}を指揮^{しき}し自然^{じぜん}英夷兵端^{えいゐへいぶん}を開^{ひら}くバ盡力^{じんりき}決戦^{けつせん}の
 るべしとなり是^{これ}より仍^{なほ}く水戸侯^{みづのうぢ}より三月二十一日^{さんがつにじゅういちにち}ふ
 京師^{きやうし}を癸途^{みづち}せしとす是^{これ}より郷島津三郎^{きやうしまづさぶらう}の
 伏見^{ふし見}滞在^{たざい}の同藩士^{どうはんし}等^らへ書達^{しよたつ}せしとす赴^{おもむ}かぬ今^{いま}
 般英艦横濱^{はんゑいけんよこはま}へ渡来^{わたくらい}し容易^{ようい}ありざる重大^{じゆうだい}の事件^{じけん}稟^{まう}
 し立^たたる故^{ゆゑ}より幕府^{まくふ}も許容^{きよよう}なされ難^{がた}しと畢竟^{ひつじやう}
 去秋^{きしゆ}生麥^{なまむぎ}より一条^{いちじやう}と听^きへたる就^する皇國^{きやうこく}の
 御大難^{おほいごたんなん}を當家^{たうけ}より起^{おこ}せし余^{あま}恐^{おそ}き入りたる次^{つぎ}

第^{だい}あり尤^{なほ}も曲直^{まがぢき}分明^{めいめい}の支^しより蛮夷^{ばんゐ}の情態^{じやうたい}悪^{わる}む
 きの至^{いた}りなれば渠^{みち}若^{わか}し強^{つよ}て稟^{まう}し募^もり兵端^{へいぶん}發^{はつ}開^{くわ}く
 し及^{およ}び天下^{てんか}國家^{こくが}の御^{おん}為^{ため}より一^{いつ}統^{とう}他藩^{たはん}より抽^ひて俱^{とも}し粉^{こな}
 骨^{こつ}碎^{さい}身^み做^なし夷賊^{ゐいぞく}を誅^{ちゆう}伐^{はつ}めはるやう頼^{たの}み存^{ぞん}ぶる
 とぞ尔^{しか}されり此^{こゝ}頃^{ころ}諸藩^{しよはん}士^し且^{かつ}つ浪士^{らうし}等^らの在京^{きやう}る
 せる面々^{めんめん}より總裁^{そうざい}職^{しやく}越州^{えしゆ}侯^{こう}へ攘夷^{じやうゐ}の説^{せつ}を屢^{しばしば}論^{ろん}ト
 ころ頼^{たの}み期限^{きげん}を逼^{せま}るより越州^{えしゆ}此^{こゝ}存^{ぞん}慮^{りよ}より迎^{むか}へ即^{すなは}ち
 今の形勢^{けいせい}より運^{うん}び難^{がた}しと思^{おも}われりん突然^{とつぜん}と職^{しやく}
 を辭^やし猛^{まう}可^かし本國^{ほんこく}へ皈^{かへ}られり然^{しか}しとを御^{おん}所^{しよ}
 於^おころ掃^{さう}攘^{じやう}の朝議^{てうぎ}盛^{さか}んふり既^{すで}より其^{その}月^{つき}十五^{じふご}

此項府下は少年等が戯れ言
 「ナンダシヨウケハ子」と云へる夏一時
 専ら流行せり或人おをを譯して
 云く「難題書 和怪我無 大う」と
 這も是戲言ありとの人ぞも天人
 の言一むの類ありん歟



英艦渡来し
 幕吏へ三
 箇條の難題
 書を出せ

日將軍家を始めやうと一橋中納言殿及び板倉閣
老以下参 朝よ及をられバ 御所より三公大中
納言議奏傳奏列参在りて則ち五月十日を以て攘
夷の期と決定せり是此御旨を幕府より 諸侯へ布
令の勢ひなれば事を諸侯より布達せり且海岸の
藩々より自國の守備を做さしむる為め御暇を賜
へ万石一人の割合を以て兵士を京師へ指出せり
尤も強壯勇幹より其躬の行狀正しき者を宜

しく選舉為べしと仰るふぞ長州家より閣の次
三十六名を出さるれば自餘の諸侯も追々封秩
に應じ進兵の俦外國人掃攘此期限決定せり
且上りの報國有志の浮浪の徒を必は御用よ
立べきを召抱へられ然るに會津侯の
知りて諸浪士を扶助せりれ鶴殿鳩翁を以て取
締とせり之を新徴組と號し幕府附属の浪士と
言ふ然れども徴に應じざる尚京掇り浮浪一
或る薩長を望む有り之を正義士と稱せり浪士
是より二派ありたり然るに四月十一日男山より
行

幸在りて八幡の神前に於て幕府に攘夷の節刀と授け給へんとすの御更りて鳳輦と動り給ふとを總てハ鴨の行幸に齊して月卿雲客言へを更になり在京の大小名前驅後従ひ供奉せり然る此日大樹公の俄に病を稱せり是を供奉せを辭せられたる一橋の黄門幕府に代りて節刀を拜受りて赴き命にトられんと為る時一橋殿も病を稱して猛可に神前を下らせしむぞ遂に節刀を賜りて至らば其の還り幸在らせらる是も仍も誠義の有志等が忿然として罵りや

幕吏素より攘夷の念をなく一橋及び閣老等が頻りに將軍を促して帰東へさんと計らるの条言語も絶えたり白癡者も偕に大事を為す足らば今ハ幕府の指揮を疾く御親征に在らせらる我々先鋒を為さんと請ふ者幾百人と云ふを知らば喋々と已ざりとを

○長海小五田外國船を砲撃する更

然るに這の行幸に幕府及び後見職の不都合に在り故に依り諸士等が大いに憤激を為せて朝廷に姑く撫慰を置れる更に又も朝議の上尾張前の相

卿旅將軍家の輔佐に任じ肥前前中將開を文武の
 總裁職と為し姫路侍従を大老格とす曾て一橋黄
 門卿を東武に下向せしめ水戸侯の援けと
 鎖港の事を計らせ給ひぬ介程に水戸殿の閣老
 小笠原圖書頭と俱に先達に東下りし又一橋
 殿下向せしむる朝廷頼りし鎖港の事我促さる
 の赴たされば馳せ小笠原閣老を以て横濱に居留
 する各國の西洋人に懇諭し言ふやう邦内の
 人心たる外交を好まざるより動もせれば外國人を
 圖らんとする者多く政府殆ど所置に苦む然を

邦内外交友好まさるが故に以て京師我輩は命と
 られ且しく各國に説諭し港を鎖して交際を絶
 ちあふとなり各位事情の止かたを我察し堅く
 領兼の如き杯辞我盡し演らるる外國人等ハ
 色を變じ各國に答へ云く既に條約を結べ
 るや忤いざる我堅く盟へり然る我貴國斯の如く
 意外の事を議せしむる約我渝んとするに於て
 必だ又意外の變の随ひて生ずるに咱們本國の命
 を受けし此地に滞在せしめられば争う恚る大事件
 我縦に決断せんとすや貴國港我鎖さんとす我

本國は使節遣りて兎も角も謀らるべし當否ハ彼
 地の所決はわれバ我ガ輩ハ只本國の命は従ふ所
 ありと最苦々しく應接をうりて就中英人よりハ曩
 は生麥の一件もいまだ決答あらずと鎖港の論
 及ぶ更日本の所置心得がごとく即今の形勢より
 和議の整ふべきより移を約せし如く軍艦を
 各港より差廻し更よまて江戸横濱の市中を残り
 燒撃し其曲直を糾さんと恣に虚喝を承し今
 亦兵端を開くやたの猛威を露しるるよなん浦
 賀外國の兩奉行等ハ驚愕する更大方なるは此形

状を云々と小笠原閣老ハ報告たる上より又言ふ
 やう京師に於てハ外國の事情を知りて召さる故
 一只管渠を攘えんとものも仰出され候へども一
 兵端を開らんより再度静謐なるん更かみくは期
 一難し朝廷向る左も右も品よく執奏在らせら
 れ先づ英人の怒りと撫慰と渠ガ望める贖金を速
 りと與へん更時より取りての上策をうんと頼り
 穩和を主張して姑息の論より及び一ツバ小笠原閣
 老ハ斯る危急の時より至り又施すを術計あり
 福を遂に各吏ハ同意しと彼の生麥ハ一件ハ全く

別支りて何れも棄置く時々應接温下々名義立ば
 と言ふ強名や〜償金三十万兩を英人へ渡〜と
 和議を整へ然〜後〜拒絶の使節を海外へ遣ん
 旨依京師へ進達せ〜りバ水戸殿の老臣たる
 大場彌右工門武田伊賀の兩人小笠原閣老へ逼り
 種々難論及び〜とや償金を通與せ〜後
 中へ又奈何〜と詮た〜と兩名切齒を傲せ〜とぞ爰
 至り〜一橋殿より京師へ奏せ〜りや〜此度攘
 夷の聖旨依奉下東武へ下向致せ〜り処閣老及ひ
 大小の有司等同意する者何れも〜ゆ〜勅意を貫

徹做さ〜むる強得も是威臣が不才〜〜関東の情
 實宇内の形勢深く考察せざるが故あり斯る愚昧の
 身を以〜重大の事件奉命為ま支 朝廷へ對〜恐
 懼〜堪む仍〜免職と伏願〜罪を閣下へ待つとぞ
 書せ〜る然〜又京師へ於〜る関東〜の鎖港
 の談判奈何なる決議〜至〜りやらんと日夜渴望
 せ〜る〜折〜る是等の注進在り〜るバ 朝議大
 いふ沸騰〜て幕支比因循を罵る支尔な〜る 芥の
 如くあるめぞ此月廿日會津侯より水野板倉兩閣
 老と俱〜参 内致され〜此度外國の所置〜就て

閣老圖書が不都合の次第 天朝へ對し奉り恐縮
の至りたり 此上自餘の閣老を下し應接し及ぶと
毛整ひがたを機會をれば大樹自ら東下して奸
吏等が罪を罰し一橋水戸は詰問し彼地の情實
を篤と糾し至急攘夷の成功と願はし
を安んじ奉るべき旨奏聞し及ぶと雖も 朝廷
のみを許し給ふ方今人心沸騰し
たゞの節尚姑く滞京在り掃攘の義を諸
藩に指揮し天下の動搖を鎮めよと
公しを詮術をく其終京師に滞在せし然
記せし如く幕府諸國の浪士を扶助し
とく新徴組と號せし其頃清川八郎と言ふ者此
組の魁首として其徒大約五百人計り兇暴不羈の
輩多し然るに當時関東の有司彼の英人の虚喝に
怖れ更し勅旨を奉れば一と漢港の談判因循を
まふせ八郎大いに奮激し不日横濱を襲撃し一
挙に成功を遂んとし同志の者と會盟を攘夷の
軍資と言ふと名とし豪富の家を推入り強談し
より金銀募り尙應せし者何れを乱妨狼藉し
及ぶをりて市民等暴威に恐懼し是非なく貪り

記せし如く幕府諸國の浪士を扶助し
とく新徴組と號せし其頃清川八郎と言ふ者此
組の魁首として其徒大約五百人計り兇暴不羈の
輩多し然るに當時関東の有司彼の英人の虚喝に
怖れ更し勅旨を奉れば一と漢港の談判因循を
まふせ八郎大いに奮激し不日横濱を襲撃し一
挙に成功を遂んとし同志の者と會盟を攘夷の
軍資と言ふと名とし豪富の家を推入り強談し
より金銀募り尙應せし者何れを乱妨狼藉し
及ぶをりて市民等暴威に恐懼し是非なく貪り

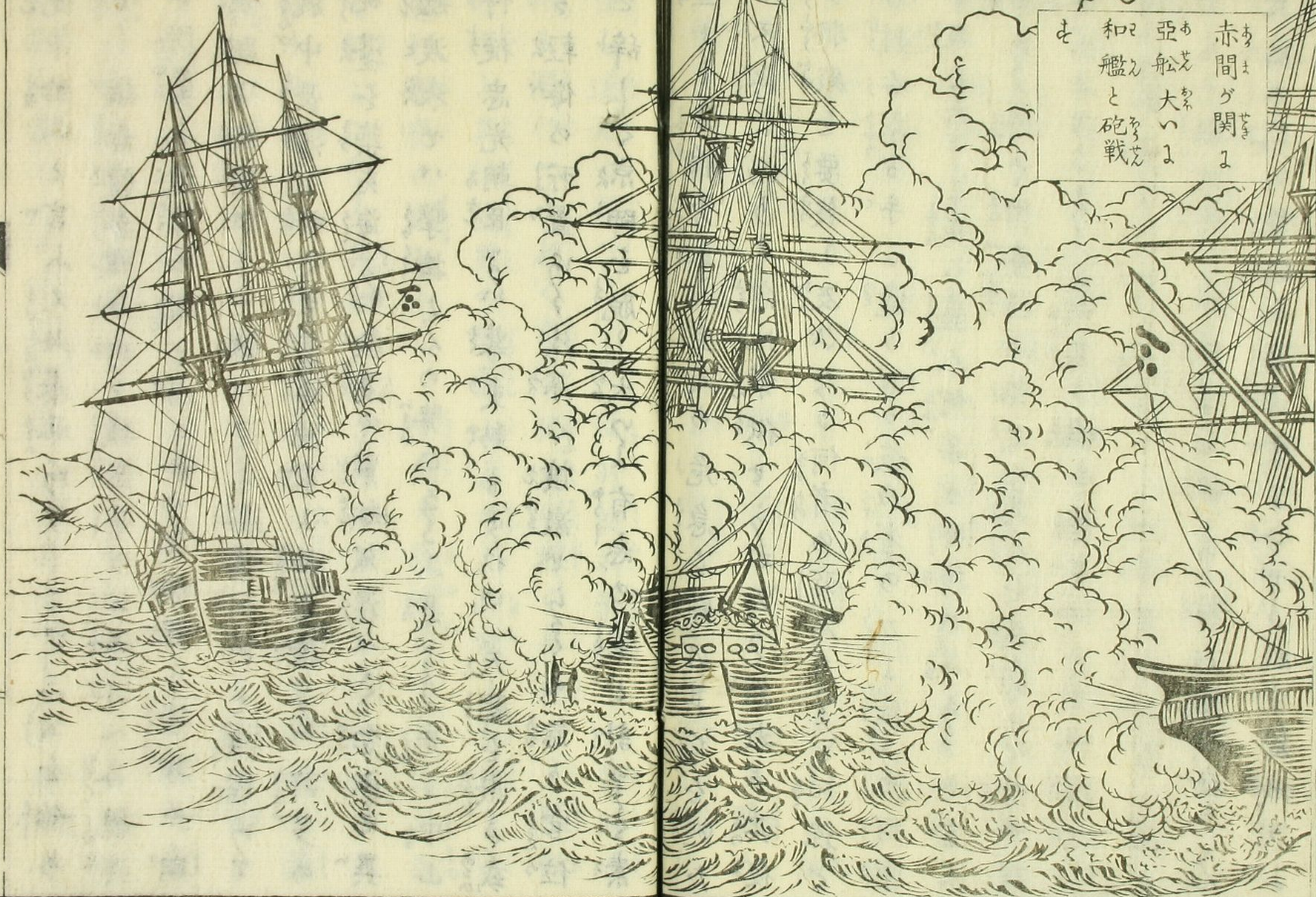
取らるゝ金凡十軒餘（金凡十軒餘）ふ（ふ）九千余兩（九千余兩）及（及）びたり
尤（尤）も即金出（即金出）し難（難）き其期（其期）に臨（臨）みて渡（渡）まへ（まへ）しとの
證券（證券）をちん出（ちん出）させたりとを尚（尚）其外（其外）の商家（商家）へも強
談（談）まへ（まへ）の勢（勢）ひをれば市中（市中）大い（大い）に騷動（騷動）し其旨
訴（訴）へ（へ）及（及）びし幕府（幕府）に於（於）て苦慮（苦慮）せられ（れ）て豫
て市中（市中）の巡邏（巡邏）を命（命）ぜし庄内（庄内）その餘（餘）の藩々（藩々）ハ素り
且（且）つ新徴組（新徴組）取締（取締）の面々（面々）も令（令）を下（下）し（し）て所々（所々）へ捕
隊（隊）を差廻（差廻）し嚴（嚴）しく穿鑿（穿鑿）し及（及）むれ（れ）し（し）料首（料首）清川八
郎（郎）ハ窪田治部右工門（窪田治部右工門）が配下（配下）の浪士（浪士）速水（速水）又四郎佐
木（木）只次郎（只次郎）と言（言）ふ者の為（為）に討果（討果）されたる（る）に依（依）り其

餘同盟（餘同盟）の浪士（浪士）等も此処（此処）那処（那処）も（も）捕縛（捕縛）せられ（れ）稍（稍）此
騷動鎮（騷動鎮）まりたる（る）に倭（倭）く（く）京師（京師）も（も）ハ五月十九日
の夜（夜）姉小路少将（姉小路少将）公知朝臣（公知朝臣） 禁中（禁中）より退出（退出）の途中
曲者（曲者）三人露（露）は（は）出（出）る先（先）に找（找）し一人（一人）が突然（突然）と
く少将殿（少将殿）を抜打（抜打）し砍（砍）菟（菟）たる（る）に憶（憶）ひ（ひ）げ（げ）をう（をう）た（た）更（更）あれば
持（持）たる（る）筍（筍）う（う）く打拂（打拂）られ（れ）し（し）が尖（尖）き太刀（太刀）中人（中人）受損（受損）ト（ト）て
肩先（肩先）に深痕（深痕）を負（負）ふ（ふ）此時（此時）侍臣（侍臣）兩人（兩人）あり（り）一個（一個）を
吉村（吉村）右京（右京）と喚（喚）をれ（れ）一個（一個）も金輪（金輪）勇（勇）と言（言）へ（へ）る（る）が勇（勇）ハ奈
何（何）も狼狽（狼狽）を（を）し（し）主人（主人）の太刀（太刀）を持（持）たる（る）に後（後）をも見
せ（せ）し（し）逃失（逃失）る（る）が右京（右京）ハあ（あ）ま（ま）り（り）引換（引換）て勇氣（勇氣）盛（盛）んの

壯伎をれば透さるる件の曲者ヲ持たる太刀を奪ひ
 取り忽地一個ノ瘡を負せ残る二個を相手ふりと
 姑く挑む戦ひ一が右京の手煉勝より敵ノ難く
 や思ひらん三人俱に逃散つたを之に依り吉村右
 京も主人の傷瘡を勞りて邸に伴ひ帰りしと余
 程の重傷なりしを其夜落命せしとぞ此更
 敵聞に達せし豫て國家の御為に忠誠を抽られ
 苦心盡力なりしと就るに 敵感料ありし故
 別々御哀憐在らしむと軀に宰相中將を贈り賜り
 又彼の右京が忠節を賞誉し黄金三枚を下し給ひ

且も金輪勇事ハ主人の危急を顧び其場を逃た
 る不忠に仍りて忽地禁獄せられたり然れを其夜
 少將殿を要殺し及びたる何者の所為たるを知孫と
 吉村右京が手に遺りし彼曲者の刀に依りて探索
 し及むれし或ハ薩人何某が所持の品ありと言ふ
 者あり仍り町奉行の邸宅へ其人を召寄せ吟味
 遂んとせしし何某と喚ぶ者奈何ある所存在り
 りし少や直に自殺し暨びし事事實分明ありしと
 雖も 朝廷陰に小薩藩を誅し給ふ所や在りし
 是迄九門の警衛を島津家に命ぜられし俄に

元正巳月 二編



と	和	亞	赤
	艦	船	間
	と	大	関
	砲	い	よ
	戦	よ	

近世船隻 二編 卷之三

免ト給ふと言ふ又此暴挙の事一々三公を始め
 一議奏傳奏國事掛り職事等の公卿方へ各親兵
 を附屬し豫防の備と為られり余程に掃攘の期
 限既に決定せしに依り各藩何れも準備の事
 就中長藩に於て奮勇他家に抽き陸に許多の
 砲臺を築き海に數隻の軍船を浮べ今も異
 艦渡来せば撃攘せんの勢ひ多し是より先中山
 侍從忠光朝臣より幕吏動もされば天朝を欺き或
 る輕侮の所置りて深く憤激せらるるの餘り官位
 を辞し京師を脱し大に有志の輩と計り素

懷を遂ぐと思はるより這所彼所漂泊しつ當時長
 州に潛行せりれ専ら外國掃攘の事件に主張做
 在程に其他諸國の脱藩士も多く此地に未會し
 通れ攘夷の料を乞ふ皇國の御武威を海外迄
 も輝かさんと其期の至り紙埃らうけし時既に五
 月十日亞墨利加國の蒸氣船一艘豊前の國田の浦
 沖を通船し及ぶと見るより時至りぬと歡び勇
 し長州勢に會釋を乞ふ大砲數發打掛し基是商
 船を多し抗戦せんき勢ひも渠より八只四
 五砲を發したる俟敗船なり儲き廿三日も異船一

艘佛國の乗通りを以前の如く砲發して奮戦し
 及び須臾が程に退帆ありたり備是迄の二艘の船
 を咸横濱より長崎へと赴くの船あり然るふ廿六
 日より和蘭船の軍艦一艘合島に碇泊し日の既よ
 出づ候待て下れ関の逼門に入らんとする時長州方
 より夫と見て第一の臺場より空砲二發を放りし
 を其餘同家の軍船より同トく八發の空砲を放てり
 然れども蘭船をあるは相圖と知らざれば逼門を通
 らんと為たるを臺場其餘の軍船より一時に砲發せ
 し一うに蘭船大いに狼狽して俄に小戦争の準備し

實丸及び破裂丸を四方八面に發砲して辛く其場を
 乗抜けし播磨路より退帆せり是より依りく蘭艦
 中より所の彈丸三十一箇死傷の者もありしとぞ
 然るにまた嚮し長州より砲發せしより亞墨利加の
 商船より仔細を横濱滞留の同國の軍艦へ飛船を
 以て言送りしうに亞國の船將夫は俄に且驚き
 且怒りて破損をきたる商船を毛寄陽に到りて檢
 査するべく又長州の暴動をも速うに紀すべしとて
 廿七日の早天より横濱に帆しつ六月朔日の正午
 の頃長州下の関の逼門に近著きたり此逼門最も

狭き故に常は通船難義あり然れども南の岸も
 水餘程深ければ外國の大船ハ其南岸の深き瀬を
 撰て航海する故に北岸の丘に在る長州の
 臺場より多矢頃最も宜しき故に常路依通行を
 る船を彈丸を遁るを得ざるに亞國の船將も
 軍事に慣たる者なりらん敵より砲を開く迄を我りて
 砲發するなりと嚴しく軍令を下し其躬ハ船の
 艦に立ち双眼鏡を取出し四方を屹度眺むる
 ち長州の方より於る例の砲砲二三發打出きよと
 見る間もふく彼の亞墨利加の船將も忽地船に砲
 令致下り南の岸の常路を行き船を北岸の方へ
 寄せし臺場の下に乘抜し臺場は在り長兵も
 餘り矢頃は近過る砲發するに便り宜しは右左も
 うち亞國の船も稍港中に乗入つたり然れども長州
 方より防禦の備へ嚴重なる故各所の砲臺一同に
 亞船を目かけし砲撃もせし亞船も之に應じ
 大砲發打菟たる其内は長州方より二艘の蒸
 氣艦を押し並べし間近く我に對ひし俱に砲撃し及
 ぶゆを愛ふ至りし亞の船將ハ諸方よりし彈丸
 を受くる戦ひ難く思ひるゆ彼の長州は二隻の

船の押並びたる真中へ無二無三不割り込らる左
 右に對ひく砲發做せば又左右なる長艦より劣
 らば砲撃し及ぶ程に敵味方此船の間双方僅く小
 七八間を過ぎ互小飛交ふ大小の弾玉余をが雨
 霰りと疑ふ計りの形状ふく砲戦數刺し及ぶ迄更
 し勝負の判りざりし最目覺しき奉動なりたり然
 る小亜より打出せる弾丸長の軍艦に在る處の蒸
 氣の釜に命中し蒸氣の機械散乱し竟し其
 船沈没せり此時長より放らし彈丸の亜艦に的中
 為たる莫數發し及びたるをりて死傷の者ハ甚り

糸ど蒸氣の機械に墮りなれば船の進退自由な
 る故其場此戦争物別れと成りし亞艦は退帆為し
 里とぞ然バ此日の撃戦を朝四ツ時より始まり凡
 九ツ半時を終わりと言ふ侍る又佛蘭西船も曩に
 下の関通帆の刻に砲撃せり故より横濱小
 滞港せし佛の軍艦大小二艘六月朔日小同港を發
 し同月四日長海小到り府中の海岸を離るる
 一里計り小碇泊せり余程に長州勢ハ過し頃を
 數回外國人を引受る戦争不及ぶと雖も更し屈せ
 る氣色も無く英氣日頃十倍し尙も敵艦来れ

ありと拳を握りて突つ所へ彼の佛艦の碇泊せし
 うバ例の號砲を放つと齊しく臺場より一砲撃
 なせば船よりも生かす砲発しと姑く乱丸飛違ひし
 グ佛蘭西の大砲を其名を「アムストロン」と號せし
 世界一類あま珍砲より凡二里半の遠きとを的中
 さするが故より各國ふるも此銃を専ら賞譽を
 る所あり然バ船中より打出せ弾丸は市在數軒を
 焼失せしれ府中城小も及んと長兵素より強ありと
 雖も砲器の渠は如ごとく陸地は荒蕪せらるしとの
 う直ちよ佛兵二百名上陸し及びしり長の兵士
 等憤怒し堪えぬ死を只一擧に決しし頗る力戦し
 及びし佛兵遂に利を得ずし再び軍艦よりち
 乗り稍退帆しぞ及びける

輯者云長海及び薩海に於て外國艦と戦争の事
 件を書毎に異同ありをもて何れを確説とす
 を知らず僕此書を編むに至りし蛇足の辨を加
 へざると雖も素より管見の爲に所誤脱ありし
 莫を得幸し識者の高論を獲を後し必ず改正
 せべし此編既し丁數盡し餘紙ありざるが故に
 依り薩海よとの撃戦ハ第三編の首卷に説くべし

看客輯者の巧拙を辨ぜば結局に至るの日まど
宜しく玩弄在らん其を企望せ

本編の巻首に記せし坂下の挙動の際彼の内田万
之助みる者長州郎る有備館よりとり割腹みせ
る時と臨み辞世の詩ありしと漏せり因る爰に追加
為たしとバ看官前後を照考せべし

従来忠憤與梅開 笑酌英雄訣別杯
一片精誠君勿怪 功名馥郁百花魁

近世紀聞二編卷之三終

東京

通 壹丁目	北 畠 茂兵衛
同 二丁目	稻 田 佐兵衛
芝 三嶋町	山 中 市兵衛
通 二丁目	小 林 新兵衛
横山町壹丁目	出雲寺 萬次郎
浅草茅町丁目	北 澤 伊 八
横山町三丁目	太 田 金右衛門
本銀町二丁目	山 中 孝之介
馬喰町二丁目	田 中 治兵衛
通 油 町	水 野 慶次郎
馬喰町二丁目	山 口 藤兵衛
横山町三丁目	辻 岡 文助 發兌

書肆

早稲田大学図書館

011688995991